

時給800円未満の従業員を雇用する社長さん！ 賃金と業務の改善を国が応援！ まずは相談を！

業務改善助成金のご案内

支給要件

- ・事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作り、1年目に40円以上上げること(*1)
- ・賃金引上げに資する設備投資・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと(*2)

支給額

上限100万円～下限5万円
(上記業務改善(*2)の経費の2分の1)



*1 賃金引上げ計画 と 助成金支給年度の例

「事業場内の最低賃金」が704円の計画例

	初年度	2年度	3年度	4年度
	704円 → 744円 40円up (支給対象)	744円 ←→ 784円 40円up (支給対象)	784円 → 824円 40円up (支給対象)	
	704円 → 744円 40円up (支給対象)	744円 → 754円 10円up ×(支給対象外)	754円 → 774円 20円up ×(支給対象外)	774円 → 814円 40円up (支給対象)
	704円 → 744円 40円up (支給対象)	744円 - ×(支給対象外)	744円 → 784円 40円up (支給対象)	784円 → 814円 30円up ×(支給対象外)

要件成立の年度毎に助成金が支給されます。

*2 業務改善助成金の対象経費例

1 就業規則の作成や改定

事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士への手数料

2 賃金制度の整備

事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費

3 労働能率の増進に資する設備・機器の導入

(1)在庫管理、仕入れ業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用

(2)作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用

4 労働能率の購入に資する研修

新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

問合せ
先

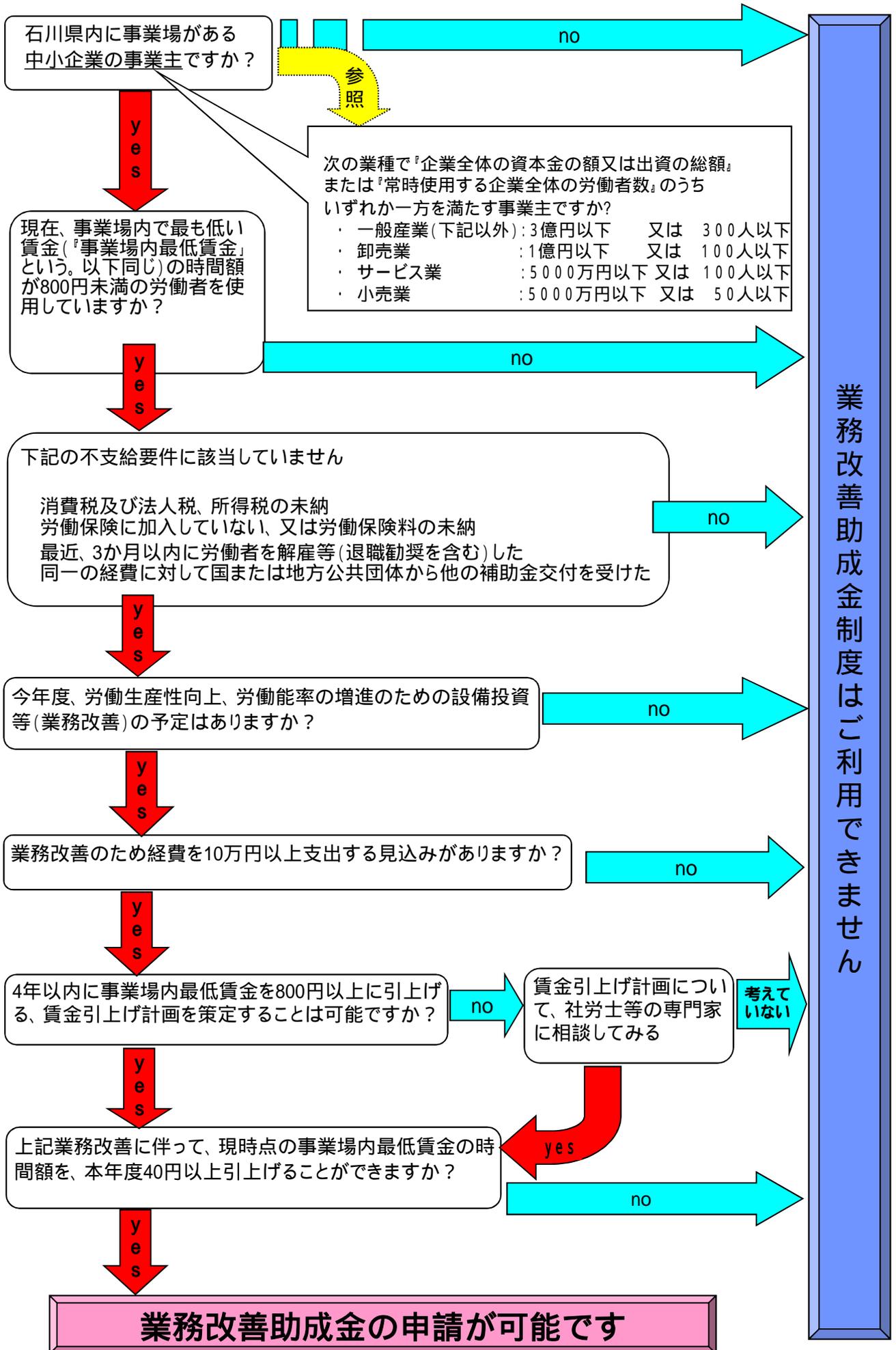
詳しくは、石川労働局労働基準部賃金室までお気軽にお問合せ下さい

tel076 - 265 - 4425

fax076 - 265 - 4431

〒920 - 0024 金沢市西念3 - 4 - 1 金沢駅西合同庁舎5F

業務改善助成金 利用のためのフローチャート



業務改善助成金交付申請と申請後のシュミレーション

申請

交付申請書等（左記）を労働局に提出、交付決定を受けて改善事業を開始してください。

- 必要書類**
- ・交付申請書（交付要綱様式第1号）
 - ・国庫補助金所要額調書（ " 別紙）
 - ・事業実施計画書（交付要領様式第1号 別添）

- 添付資料**
- ・法人登記簿謄本
 - ・納税証明書（消費税及び地方消費税）直近2年間
 - ・納税証明書（法人は法人税、個人は所得税） "
 - ・労働保険料申告書及び納付書の写し "
 - ・その他石川労働局長が必要と認める書類

決定通知
到達後

賃金改善

業務改善

先行順位なし

- ・複数の見積り（合見積り）
- ・800円未満の労働者の直近1月の賃金台帳のコピー

就業規則、賃金規定の改定
本年度中に、40円以上上げた賃金の支払いが1ヶ月以上あること

申請日の3カ月前から申請年度の末日までに、労働者を解雇等（退職勧奨を含む）がないこと

同一内容の事業について、他の助成金を受給していないこと

事業完了日から1月を経過した日又は翌年度4月10日の早い日までに事業実績報告書を労働局に提出してください。

- ・実績報告書（様式第7号）
- ・国庫補助金清算書（別紙）
- ・事業実績結果報告（様式第7号別添）

- 添付書類**
- ・賃金台帳（引上げ前3回分の賃金計算期間、引上げ後1回分の賃金計算期間の全労働者のもの）
 - ・事業場内最低賃金を含む就業規則及び意見書（写）（注）10人未満の事業所も含む
 - ・業務改善に要した費用を証する書面【例：領収書（消費税込み金額）】
 - ・業務改善の措置を確認できるもの（導入前、後の写真など）

必要により
実地調査

事業が適正と認められた場合

労働局から業務改善助成金の補助金確定通知を送付します。

（助成金支給後の報告）
助成金を受給した事業主は、「賃金状況報告」を労働局に提出して下さい。

通知到達から15
日以内に

助成金支払請求書を労働局に提出してください。

不備等点検後

労働局から支給決定通知書
が送付されるとともに、支給
申請書記載の口座に助成金
が振り込まれます。